

次世代育成支援推進法に基づく
公益財団法人浜松市花みどり振興財団 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年11月 1日～令和 8年10月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を積極的に行う。

<対策>

- 令和 3年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3年11月～ 制度に関する内容等について社内規程の周知を行う

目標2：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和 3年11月～ 制度内容等について社内規程の周知を行う
- 令和 3年12月～ 管理職を対象とした説明・研修の実施（管理職会議等で）
- 令和 4年 1月～ 男性育児休業取得について、上司から働きかけを行う

女性活躍推進法に基づく
公益財団法人浜松市花みどり振興財団 行動計画

社員が性別・国籍・年齢等に関係なく個性を生かして活躍することで、新たな価値の創成や潜在能力発揮につなげる環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年11月 1日～令和 8年10月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：ワークライフバランス向上のための休暇・休業取得の推進を積極的に行い、職員平均年10日以上の有休取得を達成する。

<対策>

- 令和 3年11月～ 有給休暇のひとつとして記念日休暇を取得するよう、上司から働きかけを行う
- 令和 4年 1月～ 有給休暇の取得状況を把握し、活用に努める
(職員平均年10日以上の有休取得の達成)